

違法駐車について

①駐車時のお願い

事故や渋滞の原因になりますので、違法駐車はやめましょう。

違法駐車取締りが厳しくなりました。

- ・数分の間でも放置車両の確認標章が貼られます。
- ・民間の業者が確認標章貼付を請け負います。

②ご利用期間中に放置車両の確認標章が添付された場合

- ・確認標章に記載されている警察署に出頭してください。
- ・所定の手続きと反則金などの支払いをしてください。
- ・レンタカー返却は違反処理後をお願いします。

(返却の際に「警察で受け取った書類」「領収書」などをご提示ください。)

※警察から当社に連絡が入り次第、お客様へご連絡いたします。

③違反処理をしていただけなかった場合

- ・レンタカーご返却までに違反処理をして頂けなかった場合、当社が別に定める駐車違反金「普通車:25,000円、中・大型車:30,000円」をご負担頂きます。

尚、違反処理も、駐車違反金もご対応頂けない場合は、警察、公安委員会及びレンタカー協会に報告すると共に、全国のレンタリース店並びにレンタカー協会加盟店各社での今後のレンタカー貸渡をお断りいたしますので、ご了承ください。

- ・レンタカーのご返却後に、警察に出頭・反則金納付のうえ、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書等の書類を、所定の方法でご提示いただくことにより、お預かりいたしました金額をご返金いたします。